

視点

産業医の責任とその役割



福島県医師会常任理事

沼崎 邦浩

働き方改革関連法案により2019年4月1日から「産業医・産業保健機構」と「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されるので要点のみ紹介する。

1. 産業医・産業保健機構の強化

長時間労働やメンタルヘルス不調などによって、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないよう、産業医による面接指導や健康相談等を確実に実施することになる。

1) 産業医の独立性・中立性の強化、および権限の強化

- A. 産業医学の専門的立場から独立性・中立性をもって誠実にその職務をおこなうこと。
- B. 産業医の知識・能力の維持向上に努めること。
- C. 産業医の身分の安定性を担保するため産業医の辞任解雇はその旨・その理由を衛生委員会または安全委員会に報告しなければならない。

- D. 産業医に付与された権限には事業者・総括安全衛生管理者に対して意見を述べること、健康管理等を実施するために必要な情報を労働者から収集すること、緊急の必要がある場合労働者に対して必要な措置を指示することがふくまれる。

2) 産業医等に対する労働者の健康管理等に 必要な情報の提供と勧告

産業医を選任した事業者は産業医に対し以下のAからCまでの報告を速やかに（2週間以内）提供しなければならない。

- A. ①健康診断、②長時間労働者に対する面接指導、③ストレスチェックに基づく面接指導実施後の既に講じた措置又は講じようとしている措置の内容（措置を講じない場合はその旨・理由）。
- B. 時間外・休日労働時間が1ヵ月当たり80時間を越えた労働者の氏名・当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報。
- C. 産業医が労働者の健康管理等を適切に行うため必要とする業務に関する情報。

D. そして産業医の勧告が、その趣旨をふくめて理解され、かつ、適切に共有されることにより、労働者の健康管理等のために有効に機能するよう、産業医は、勧告をしようとするときは、あらかじめ当該勧告の内容について、事業者の意見をもとめることとされている、そして事業者は当該勧告を受けたときは、当該勧告の内容・当該勧告を踏まえて講じた措置の内容(措置を講じない場合は、その旨・その理由)を記録して、これを3年間保存しなければならない。

2) 産業医の活動と衛生委員会等との関係の強化

A. 事業者は、勧告を受けたときは、受けた後、遅滞なく当該勧告の内容・当該勧告を踏まえて講じた措置の内容(措置を講じない場合は、その旨・その理由)を衛生委員会等に報告しなければならない。

B. 産業医は専門的な立場から衛生委員会等にたいして労働者の健康を確保する観点から、必要な調査審議を求めることができる。

C. 事業者は、安全委員会、衛生委員会等の開催の都度、これらの委員会の意見・当該意見を踏まえて講じた措置の内容・これらの委員会における議事で重要なものを記録し、これを3年間保存しなければならない。

3) 健康相談の体制整備、健康情報の適正な取り扱い

A. 労働者が産業医等による健康相談を安心して受けられる体制を整備すること、具体的には健康相談の申し出の方法(健康相談の日時・場所等を含む)、産業医の仕事の内容、医療情報の適正な取り扱い等を労働者に周知させる。また保健指導、面接指導、健康相談等は、プライバシーを確保できる場所で実施できるよう

に配慮すること。

B. 労働者が雇用管理において不利益な取り扱いを受ける不安なく安心して健康診断等を受けられるようにするため労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し使用する。ただし本人の同意がある場合はこの限りではない。

C. その事業場における産業医の業務の具体的な内容・産業医に対する健康相談の申し出の方法、労働者の心身の状態に関する情報の取り扱い方法を労働者に周知させること。

2. 長時間労働者に対する面接指導等

長時間労働やメンタルヘルス不調等により、健康リスクの高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導が確実に実施されるようにし、労働者の健康管理が強化された。

A. 事業者は厚生労働省令で定める、要件に該当する・時間を越える労働者の面接指導を実施するため、タイムカードによる記録、パソコン等の電子計算機の使用時間(ログインからログアウトまでの時間)の記録等の客観的な方法その他適切な方法により、労働者の労働時間の状況を把握すること。派遣労働者については派遣先事業者が労働時間の状況を把握し面接指導等を実施すること。労働時間の状況の把握は高度プロフェッショナル制度の適用者を除き全ての労働者が対象となる。

B. 事業者は、時間外・休日労働時間の算定を行ったときは、当該越えた時間が1ヵ月当たり80時間を超えた労働者本人に対して、速やかに当該越えた時間に関する情報を通知しなければならない(高度プロフェッショナル制度の適用者を除く)。

- C. 面接指導の対象となる労働者の要件を、時間外・休日労働時間が1ヵ月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者に拡大した。面接指導は、この要件に該当する労働者の申し出により行われる。
- D. 事業者は、時間外・休日労働時間が1ヵ月当たり100時間を超える研究開発業務従事者に対して、申し出なしに医師による面接指導を行わなければならない。時間外・休日労働時間が1ヵ月当たり100時間を超えない場合でも80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められた場合には労働者からの申し出があれば事業者は面接指導を行わなければならない。

以上簡単に説明しましたが、出来るだけ早く研修会を開催し周知、徹底したいと考えている。詳しくは「働き方改革関連法解説」を参照して下さい。

